

日 薬 業 発 第 142 号
令 和 5 年 7 月 25 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない場合の周知資料について

標記について、厚生労働省保険局医療介護連携政策課および同医療課より、別添のとおり連絡がありました。

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応につきましては令和5年7月20日付け日薬業発第139号にてお知らせしたところですが、今般、マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない場合の周知資料が別添のとおり示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本周知資料につきましては、以下のURLに掲載されていることを申し添えます。

○厚生労働省ホームページ > テーマ別を探す > 健康・医療 > オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html

(別添)

マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない場合の周知資料について
(令和5年7月19日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほか)

< 別 添 >

事 務 連 絡
令和5年7月19日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局医療課

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の周知資料について

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の資格確認や窓口負担、請求事務等の取扱いについては、「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」(令和5年7月10日付け保発0710第1号厚生労働省保険局長通知)によりお示ししたところです。

今般、マイナンバーカードによるオンライン資格確認において、資格確認端末で「資格(無効)」、「資格情報なし」と表示された場合に、医療機関・薬局が、必要に応じて患者へ配布することができる周知資料を別添のとおり作成しました。別添資料については、厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html)に掲載しております。

別添団体各位におかれましては、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

患者の皆様へ

—マイナンバーカードでオンライン資格確認ができない場合—

- マイナンバーカードを使って医療機関・薬局で受診等いただくためのシステムで確認したところ、あなたの医療保険の資格情報は「資格(無効)」や「資格情報なし」と表示されました。
- 転職等の理由により、あなたの資格情報の登録が済んでいない、又は、登録内容の確認中であることが考えられます。
- あなたの資格情報を速やかに登録・確認いただけるよう、加入されている保険者(健康保険組合、協会けんぽ、市区町村等)にお問合せいただくなど、ご協力をお願いいたします。
 - ※ 被用者保険(社保)にご加入の方は、お勤め先の事業主を通じてお問合せいただくことも可能です。
 - ※ ご自身の最新の資格情報がシステムに登録されているかどうかは、スマートフォンなどでマイナポータルにログインし、「わたしの情報」→「健康・医療」→「健康保険証情報」をご覧くださいことで確認できます。